

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定商工業者に対する負担金賦課の許可
根拠条例・規則等名		商工会議所法
条 項		第 12 条第 1 項
所 管 部 課		経済局 商工観光部 経済政策課（電話：048-829-1362）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>負担金賦課の許可基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 負担金賦課の許可については、商工会議所法施行令第4条に定める基準による。</p> <p>2 負担金をもって充てることのできる経費は、当該事業年度の法定台帳の作成、管理及び運用に必要な経費である。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として徴収することは認めない。</p> <p>3 法第12条第2項の「特定商工業者の過半数の同意」については次による。</p> <p>(1) 負担金の賦課に関する特定商工業者の同意は、書面により何年度において金何円（又は後に減額する場合の便宜のため金何円以内）の負担金を賦課することを明示して求めたものであること。</p> <p>(2) 同意を、数年度分まとめて求めることは認める。その場合においては、各年度について、それぞれ金額を明示し、5年分程度以内のものであること。</p> <p>(3) なお、従来から負担金を納入してきた特定商工業者に関しては、同意を求める事業年度を明示するとともに、異議ある場合における異議の回答をなすべき期限（原則として1か月以上）及びその期限までに異議の回答がなければ同意したものとみなす旨明示して同意を求めた後、その期限までに異議がある旨の回答がない限り、これを同意したものとみなして処理することを認める。</p>
	設定等年月日	平成27年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		